※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	補	助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
	ミラ・クル・とっとり	若者トライ型		10歳から25歳までの年齢3名以上の若者が中核となって構成する団体による新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	15万円 (クラウドファンディング を活用する場合は19 万円)	10/10	【1次】令和7年3月6日 ~4月3日(予定) 【2次】令和7年5月23日 ~6月19日(予定) 【3次】令和7年8月25日 ~9月18日(予定) ※2次募集、3次募集に ついては、採択状況に より募集しない場合有	【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧くたさい 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局中部振興課 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課
	運動推進補助金		スタート支援	新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	10万円	10/10	【1次】令和7年3月6日 ~4月3日(予定)	西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 協働参画課
協働参画課		スタート アップ型	ステップアップ支援	スタート支援を受けた取組に工夫を加えて成長させる事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	30万円	3/4	[2次]令和7年5月23日 ~6月19日(予定) [3次]令和7年8月25日 ~9月18日(予定) ※2次募集、3次募集に ついては、採択状況に より募集しない場合有	電話: 0857-26-7248 電子メール: kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
	鳥取県公民連携 推進事業補助金	計画策定補助(1年目)		事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和7年3月10日~ 5月30日(予定)	
		事業実施	補助(2年目)	「計画策定補助」で策定した計画に沿って行う実施 主体と県との協働による県課題解決のための取組	200万円	3/4	計画策定後~ 令和8年2月末(予定)	協働参画課 電話: 0857-26-7248 電子メール: kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
	【ギフ鳥】持続可能 附金 ※ふるさと納税を活			地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益 につながる特定非営利活動促進法に掲げる20分 野又は社会貢献を行う事業	なし	寄付額の80% (企業版ふるさと 納税は全額)	随時募集中	
人口減少社 会対策課	、口減少社 とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助 対策課 金			県内外の若者等に、一定期間本県内の地域に滞在してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの場を一体的に提供する事業	【県外者】参加者 1名につき 116,000円 【県内者】参加者 1名につき 33,000円 (滞在費、県内移 動費等)	10/10	受入事業者募集:令和7年4月1日~5月末 参加者募集:令和7年4月15日~令和8年3月 10日(予算が無くなり 次第終了)	人口減少社会対策課 電話: 0857-26-7648/ファケシミリ: 0857-26-8742/電子メール: jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	神	<b>前助金名</b>	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
	安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金		市町村間接補助金 補助率:市町村負担額の1/2 事業内容等:	ソフト 5,000千円		担額の 令和7年4月1日 ~随時	各市町村役場へお問い合わせください。 (参考)県の補助金担当課 【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話: 0857-26-7986 ファジミリ: 0857-26-8107 電子メール: chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
			①生活機能の維持・確保(ソフト) 補助上限:5,000千円/拠点 ・コミュニティ・仕組みづくり ・ビジョン・計画づくり ・先進地視察、専門家招聘 ・地域ビジョンの実証・実践 等 ②地域・集落基盤(拠点)の創設・強化(ハード・加 算) 補助上限:10,000千円/拠点 ・上記①の関連拠点(施設)の改修等	ハード 10,000千円	市町村負担額の 1/2		
中山間·地 域振興課			市町村が策定する買物環境確保計画に基づき実 施する取組に要する経費	1市町村につき 20,000千円。 (店舗の整備に係 る加算あり。)	市町村負担額の 1/2または2/3	令和7年4月1日 ~随時	
		移動販売車等導入支援	暮らしに必要な食料・日用品などを供給する移動販売に係る経費(車両の購入又はリースに要する経費、修繕経費など)	1台当たり5,000千円 ただし、更新は1台 当たり3,000千円	1/2	令和7年4月1日 ~随時	【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課
	広域移動販売支 援事業費補助金	移動販売車運営費助成	移動販売車の運営に要する経費(燃料費、車検費 用、修理費、備品購入費)	1台当たり1,000千円 ただし、事業開始後 2年目は700千円、3 年目以降は400千円 とする。 (見守り活動を行う 場合は1,000千円)	1/2	令和7年4月1日 ~随時	中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話:0857-26-7986 ファウミリ:0857-26-8107 電子メール:chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
	空き家の魅力普 及促進事業補助 金 空き家の魅力普及に係る情報 発信支援事業		空き家利活用に取り組む団体等が行う取組(講演会、ワークショップ、物件紹介等)の動画配信等に要する費用の一部を支援	20万円	1/2	令和7年4月1日 ~随時	中山間・地域振興課 電話: 0857-26- 7986 ファクシミリ: 0857-26-8107 電子メール: chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	神	助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
	空き家利活用団 体支援事業補助 金	団体活動支援事業	行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等が行う、空き家の清掃・残置物撤去、軽微な補修、老朽化の抑制等に要する経費	20万円/団体	市町村負担額の 2/3	令和7年4月1日 ~随時	各市町村役場へお問い合わせください。 (参考)県の補助金担当課 【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話:0857-26-7986 ファクシミリ:0857-26-8107 電子メール: chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
			行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等がサブリース事業に取り組む場合に要する空き家の改修経費	100万円/戸 (住宅以外に転用す る場合)	県1/2 市町村1/4		
			空き家の利活用に必要となる改修経費等の一部を 支援	100万円/戸 (住宅以外に転用す る場合)	県1/3 市町村1/6		
	空き家利活用流 通促進事業補助 金	空き家等改修支援事業	地域の活性化等に資する古民家空き家の改修を支援 (※昭和初期以前に建築され、建築的な価値が認められる古民家に限る)	200万円/戸	県1/2 市町村1/4		
中山間·地 域振興課		活用流   既存住宅状況調査等支援事   業	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用の一部を支援	5万円	県1/2		
		空き家等残置物処分事業	空き家所有者が行う残置物撤去に要する経費の一 部を支援	20万円	県1/2 市町村1/4		
		中間管理住宅整備支援事業	市町村が移住者等に対する空き家の転貸(サブリース)事業に取り組む場合の空き家の改修経費の一部を支援	100万円/戸 (住宅以外に転用す る場合)	国1/2 県1/4		
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事 業補助金		まちづくり団体等が行う地域に根付いた空き家利活 用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための 取組	40万円	市町村負担額の 2/3		
	空き家化抑制推 進事業補助金	空き家化抑制推進事業	高齢者世帯のみが住まう居宅の将来の空き家化を 抑制するため、若者世代等が居宅を住み継ぐ際に 必要となる改修費の一部を支援	100万円	市町村負担額の 1/2		

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
まちづくり課	花と緑のまちづくり支援事	緑化推進事業	地域活動団体が実施する新たな緑化事業(2回目までの活動を対象とする)・樹木や花の植栽等・地域の緑化推進に資する講座・講演・啓発・交流等	50千円/件	市町村負担額 の1/2	令和7年4月1日から随 時 ※事業開始の20日前 までに申請を行うこと	
	業補助金	芝生化事業	地域のまちづくり団体や市町村等が実施する公共空間等の芝生化の取組(新設、増設 及び改良を含む事業を対象とし、芝生の維持管理のみの場合は対象外とする。) ※市町村への直接補助又は間接補助事業	1,600千円/件	市町村負担額 の1/2	※4月1日から開始する ものは4月10日までに 申請を行うこと	まちづくり課 電話0857-26-7981 ファクシミリ0857-26-8113 電子メールmachizukuri@pref.tottori.lg.jp
	鳥取県みどりの伝道師派遣事業		地区の花壇のお手入れや樹木の管理の講習会などで、鳥取県内で行う参加者10名以上の活動 (1活動団体につき、1年度あたり2回まで)	受講者1人当たり 千円(総額3万 円)まで、植物の 種・苗、必要な資 材などを提供	-	令和7年4月1日から随時 ※派遣希望日の1か月前までに申請を行うこと	
	新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金		通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等に要する経費の一部を支援	50万円	市町村負担額の 1/2		まちづくり課 電話0857-26-7234
			市町村が実施する新たな滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費の一部を支援	100万円	市町村負担額の 1/2		ファクシミリ0857-26-8113 電子メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	補	助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
		優れた文 <sup>を</sup> 業	化芸術活動支援事	県内外(国内に限る)で行われる県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・公演、ワークショップ等	30万円 (特認:100万円)	1/2	~8月29日  -※1次募集の採択状況	文化政策課 電話: 0857-26-7843、7134 ファクシミリ: 0857-26-8108 電子メール: bunsei@pref.tottori.lg.jp
文化政策課		とっとり 文化の先	顕彰事業立ち上げ 支援事業	本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績 を再発掘し、地域の文化資源として活用するための 事業の開催、発行物等作成・資料整理等	30万円 (複数人の顕彰を行 う事業:50万円)	1/2		
	鳥取県文化芸術 活動支援補助金	人顕彰事 業	全国発信事業	全国的に大きな功績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を発信する事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの	50万円	1/2		
		周年支援映像作品	事業	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、 実施する定例的な作品展示・舞台公演、ワーク ショップ等に係る周年事業	10万円	1/2		
			活用支援事業	県内で実施する映画・アニメーション等本県ゆかり の映像作品を上映する事業、講演会等	10万円	1/2		
	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事 業補助金		<b>環境整備支援</b> 事	文化芸術イベントの中で実施される託児、手話・要 約筆記、点字訳資料作成等の環境整備事業	10万円 (1申請者につき・年間)	10/10	令和7年4月1日 ~令和8年1月31日	
脱炭素社会	トットリボーン!環境活動支援補助金 ※旧事業名:鳥取県環境保全活動支援補助金			県内の法人その他の団体(国及び地方公共団体を 除く。)が行う環境の保全及び快適な環境の創造に 資する模範的で自主的な環境実践・教育活動	10万円	10/10	令和7年4月~令和8年 2月末まで随時受付	脱炭素社会推進課 電話:0857-26-7879、7895 +77ケジリ:0857-26-8194
推進課	地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金(体制づくり・啓発支援)			地域住民や地元企業等が連携し、地域と調和して 行う小水力発電や木質バイオマス等の地産地消型 のエネルギー推進のために行う人材の発掘・育成 や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	30万円	10/10	令和7年4月~令和8年 1月末まで随時受付	電子メール: datsutanso@pref.tottori.lg.jp
		エコテイクアウト推進事業		テイクアウト用の容器について、プラスチック製容器 から、環境配慮容器への切り替えに係る購入費用	5万円 ※県内複数店舗経営 者は10万円	1/2 ※1回限り		
循環型社会 推進課	とっとりプラごみゼ	イベント等活用支援	でのリユース容器等 事業	イベントで利用するリユース食器の賃借料及び送料	10万円	10/10 ※3回まで		循環型社会推進課
	ロチャレンジ事業 補助金	ァレンジ事業 <sub>プラごみゼロ実</sub> 金 業	ゼロ実践活動支援事	プラスチックごみ削減の活動にあたり必要と認められる費用	25万円	1/2	令和7年4月1日 ~令和8年1月31日	電話: 0857-26-7198/ファケシミリ: 0857-26-7563/電子メール: junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		プロギンク	における清掃活動、 「事業、プラスチック・ グ事業実施支援事	・団体等が河川、海岸、湖沼における清掃活動を行う際の用具の購入費用等 ・プロギング事業実施に必要と認められる経費 ・プラスチック・フィッシング事業実施に必要と認められる経費	25万円	10/10		

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	神	助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ	
森林づくり推進課	豊かな森づくり協 働税関連事業補 助金	とっとり県民参加の森づくり推 進事業	森林整備及び森川海の繋がりの体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験など	100万円	10/10	【1次】令和7年1月30日 ~2月28日 【2次】令和7年6月2日 締切予定 【3次】令和7年9月1日 締切予定	森林づくり推進課 電話0857-26-7335 ファンミリ0857-26-8192	
	<i>D</i> ] 亚	森林環境教育支援事業	県内の中学生以下の子どもたちを対象に県内で行 う森林環境教育(原則、10名以上の参加者)	10万円	10/10	令和7年4月1日 ~随時	電子メール:moridukuri@pref.tottori.lg.jp	
食パラダイ ス推進課	「食パラダイス鳥耶	マ県づくり」支援交付金	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品や名物料理をPRする取組	1,500千円	1/2	【1次】令和7年3月下旬 ~4月(予定) ※2次以降は1次募集 の採択状況により決定 する	食パラダイス推進課 0857-26-7835 0857-21-0609 shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp	
	本 は し、一般公開する事業(概ね30名以上の参加者	公開講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画 し、一般公開する事業(概ね30名以上の参加者)	10万円	10/10	~随時	鳥取県男女共同参画センター 電話:0858-23-3901	
		研修支援講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画 し、内部の研修会として実施する事業(概ね10名程 度の参加者)	2万5千円	10/10			
		若者企画講座	男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画 し、一般公開する事業(概ね10名程度の参加者)	5万円	10/10			
画センター		普及啓発事業又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供	2万5千円	1/2	※申請は、補助金ごとに開催予定の1~3箇月前まで	ファクシミリ: 0858-23-3989 電子メール: yorinsai@pref.tottori.lg.jp		
		調査研究等事業	男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県 民に還元できる内容	15万円	10/10			
		【新規】家事・育児参画講座	男性の家事・育児参画を促進するため、自治会、事業所、PTA等の行う研修会として実施する事業(概ね10名程度の参加者)	2万5千円	10/10			

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
	控除対象NPO法人指定支援補助金	鳥取県のNPO法人の条例個別指定制度に基づく 指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相 談する際の経費	15万円	10/10	随時募集(予定)	
	中国ろうきんNPO寄付システム	使途の制限なし	5万円	10/10	令和7年12月~令和8 年1月(予定)	
とっとり県民		使途の制限なし	5万円	10/10		公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話:0858-24-6460
活動活性化センター	とりぎん青い鳥基金	持続可能な地域づくりにつながる活動 SDGsの17の分野の中で、「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」に該当する活動	上限50万円	10/10	「上脚】今和7年4月1日	ファケシミリ: 0858-24-6470 電子メール : info@tottori-katsu.net
	寄付つき商品開発・普及事業 「とっとり世界子どもの日寄付キャンペーン」	使途の制限なし	期間中に集まった寄付金額	10/10	令和7年11月~12月 (予定)	

#### ※【地方機関連絡先】

- ■東部地区(鳥取市、岩美町)
- 東部地域振興事務所 東部振興課
- 電話:0857-20-3528、3527/電子メール:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- ■東部地区(若桜町、智頭町、八頭町)
- 東部地域振興事務所 八頭振興課
- 電話: 0858-72-3880/電子メール: toubu-shinkou@pref.tottori.lg.ip
- ■中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
- 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課
- 電話: 0858-23-3177、3298/電子メール: chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- ■西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)
- 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課
- 電話:0859-31-9606/電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- ■日野地区(日南町、日野町、江府町)
- 西部総合事務所日野振興センター 地域振興課
- 電話: 0859-72-2080/電子メール: hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp